

再生可能エネルギー（自然エネルギー）の利用拡大を図る制度として期待されている、新しい「再生可能エネルギーの固定買取価格制度」にかかる法案が、2011年8月26日に参議院本会議において可決・成立しました。法案の正式名称は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「特措法」と表記）といいます。経済産業省が公開した資料によれば、この特措法は2012年7月1日から施行されます。買取対象は太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気です。住宅等での太陽光発電については、現在と同様に余剰電力の買取りとなります。買取単価や買取期間は、再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模等に応じて、協議の上、今後決定していくようです。

